

岡崎市公告第53号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

岡崎市長 中 根 康 浩



記

- 1 会合の対象とした区域
葵地区（中部、大樹寺、竜城、常磐、岩津）
- 2 会合の結果を取りまとめた年月日
令和5年2月8日
- 3 今後の地域の中心となる経営体の状況
 - (1) 経営体数

法人	2経営体
個人	21経営体
 - (2) 農地の集積面積
94ha（区域内の農地面積680ha、集積率13％）
- 4 地域農業の今後の在り方
 - (1) 各集落の現在の中心経営体への集約を進め、不足する分については新たな担い手の確保や新規就農者の定着・育成を図る。
 - (2) 中山間地域では耕作放棄地や鳥獣被害が問題となっているため、各種支援制度を活用し、集落ぐるみで耕作放棄地の発生防止と鳥獣害対策を推進する。
 - (3) 生産緑地についても有効活用を目指す。